

笠間市業務継続計画

(Business Continuity Plan)

平成31年2月 策定

令和2年3月 一部改正

令和5年4月 一部改定

令和6年4月 一部改定

笠間市

目 次

1	業務継続計画（BCP）とは.....	1
2	業務継続計画の効果.....	2
3	基本方針.....	2
4	地域防災計画と業務継続計画との違い.....	3
6	業務継続計画の特に重要な6要素.....	7
	（1）市長不在時の職務代行順位及び職員の参集体制.....	8
	（2）庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定.....	9
	（3）電気、水・食料等（職員用）の確保.....	9
	（4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保.....	10
	（5）重要な行政業務システム及びデータのバックアップ.....	10
	（6）非常時優先業務の整理.....	11
7	業務継続計画の継続的な見直し.....	14
8	資料.....	15
	資料1.....	15
	資料2.....	17

1 業務継続計画（BCP）とは

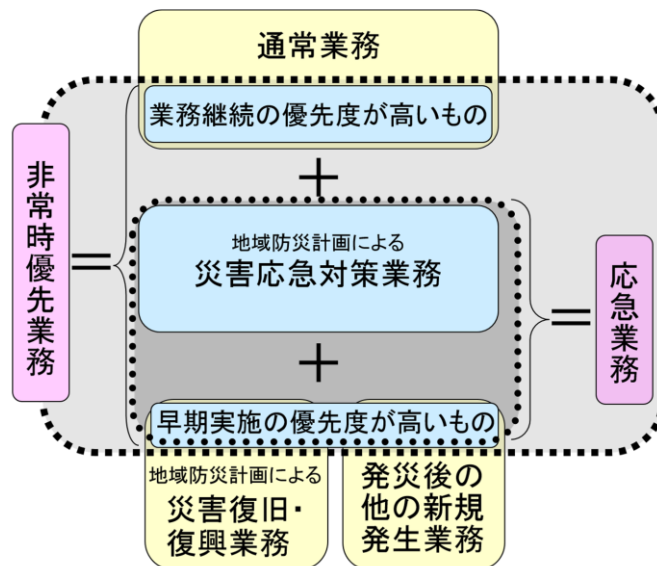
(1) 業務継続計画（BCP）とは、大規模な災害が発生した場合には、行政自らも被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受ける可能性があり、業務が中断されたときは、市民生活や社会機能維持に重大な影響を及ぼすと考えられ、非常時における業務を継続することが求められる。

このようなことから、市民生活・社会機能を守るため、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

(2) 本市には、防災対策を定めた計画として地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとして、各種の災害対応マニュアル等があるが、この業務継続計画は、国が示した「特に重要な6要素」について現状を検証し、今後の検討課題を明らかにすることにより、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保しようとするものである。

※ 非常時優先業務：大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い業務が対象となる。

図1 非常時優先業務のイメージ



出典：内閣府（防災担当）「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

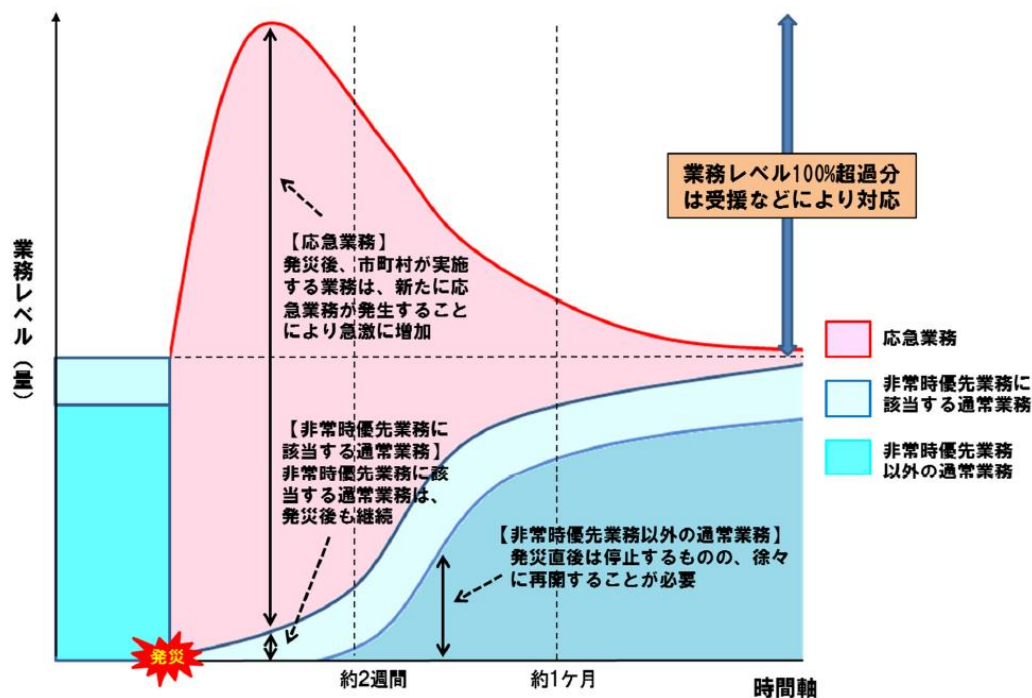
2 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画により、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

図2 発災後に実施する業務の推移



出典：内閣府（防災担当）「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

3 基本方針

- (1) 市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめることが第一の責務とし、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を確実に実施する。
- (2) 発生から 72 時間は、人命に係る災害緊急業務に重点をおき、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は停止する。
- (3) 非常時優先業務に必要な人員や資機材等を確保する。

4 地域防災計画と業務継続計画との違い

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	・笠間市防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	・都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	・災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	・発災時に必要資源に制約ある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画
行政の被災	・行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	・行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	・災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	・非常時優先業務が対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）
業務開始目標時間	・業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある）。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する。）
業務に従事する職員の水・食料の確保	・業務に従事する職員の水・食料・トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	・業務に従事する職員の水・食料・トイレ等の確保について検討のうえ記載する必要がある。

出典：内閣府（防災担当）「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

5 想定する災害

本計画においては主に地震を想定しているが、その他の災害においても、必要に応じて本計画を準用するものとする。

(1) 想定する地震

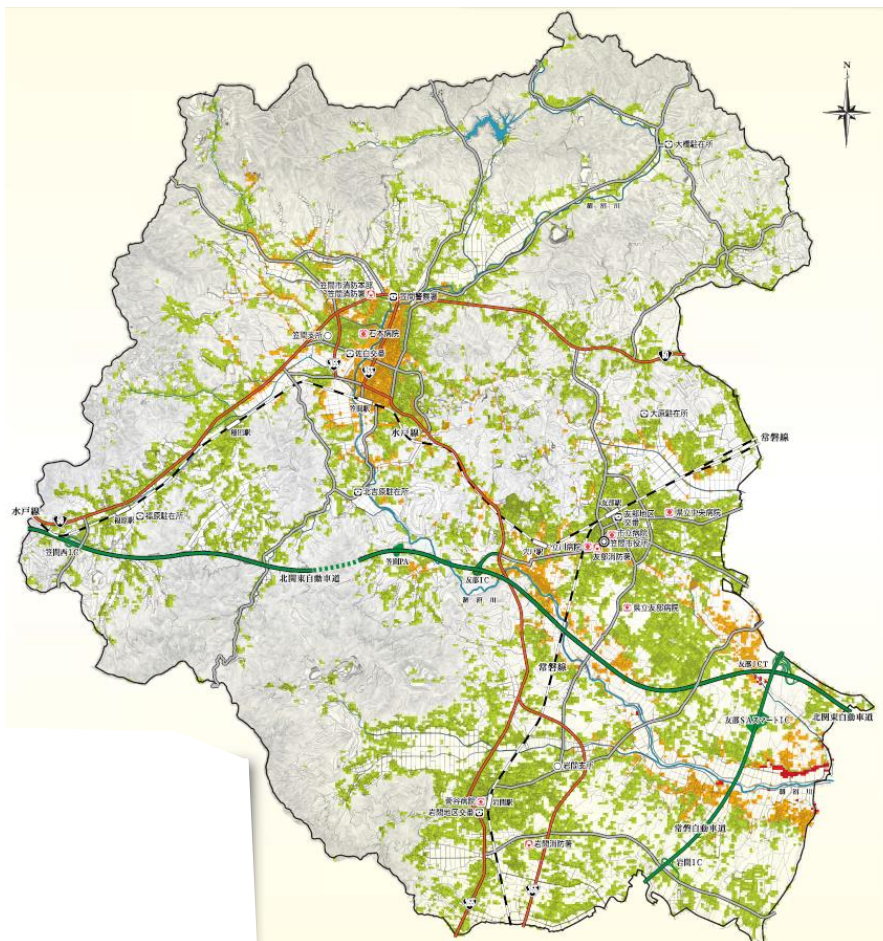
本計画で想定する地震は、「笠間市地域防災計画」第2編、震災対策計画編、第1章総則、第3節市の地震被害による想定とする。

- 最大規模マグニチュード8
- 最大震度震度7

(2) 発生時期

想定する地震は、いかなる時間帯においても計画が適用できるように、発生時期を設定しない。

図3 笠間市地域の危険度マップ



(3) 建物・人的被害の想定

建物及び人的被害の想定については、「笠間市地域防災計画」同様、次のとおりとする。

○全壊建物 約 13, 100 棟

○死傷者数 約 11, 400 人

(4) ライフライン等被害の想定

電力	発災直後は、送電線の機器故障、電柱被害、発電所の故障などが生じた場合、停電が発生する。
ガス	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
上下水道	一定以上の震度の揺れにより、浄水場及び配管に被害があった場合、断水が発生する。 下水道は、下水処理場及び管渠等の機能支障が発生した場合、影響を受ける。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制などが、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話など通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネットなどによる安否確認、見舞い、問合せなどが増加し、電話などがつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
その他	食料、飲料水等について、買占めなどが発生し、コンビニエンスストア、小売店舗の在庫は数時間で売り切れる。 停電等を受け、ガソリンスタンドの営業が困難になる。

(5) 市業務への影響

職員の被害と参集への影響	平日の勤務時間中に発災した場合、ほとんどの職員は勤務中であり、ロッカーや事務機器の転倒等による負傷者が多数発生する可能性がある。 夜間・休日の勤務時間外に発災した場合には、ほとんどの職員が自宅滞在中であり、参集が遅れる、あるいは参集できない可能性がある。 特に、市外に住む職員は、鉄道被害や道路の被災状況により、参集が大幅に遅れることが予想される。 一方、庁舎が機能している場合でも、災害対応は広範囲にわたり、職員が大幅に不足することが想定される。
庁舎機能の確保への影響	庁舎をはじめ職員が勤務する施設は、想定する地震により倒壊する可能性は低いですが、固定されていないロッカーや事務機器が転倒する等、執務スペースの確保が困難になることが予想される。 また、停電や通信の不通等ライフラインの被害により、端末や一般電話・FAX等の利用が制限され、職員の安否確認や関係機関との連絡に支障をきたすことが予想される。

災害対策本部への影響	<p>電力</p> <p>発災直後は、断線等による外部からの電力供給の中断や庁舎内の配線被害により、停電の可能性がある。停電した場合は、非常用発電機により、必要最小限の範囲で供給するが庁舎の冷暖房設備は停止する。</p>
	<p>通信(電話)</p> <p>外線は、通信の混雑による「輻輳」が多数発生する可能性がある。庁舎内線は使用可能であり、災害時優先電話は通信可能である。</p>
	<p>ガス</p> <p>安全遮断装置が作動し、ガスの供給が停止する。また、配管が損傷する可能性がある。</p>
	<p>上下水道</p> <p>停電した場合は、ポンプが停止するため、断水となる。トイレは、下水道の機能支障により、影響が出ると予想される。</p>
	<p>備蓄（食料・飲料水・生活用品等）</p> <p>職員一人ひとりに十分な食料・飲料水や生活用品を配布することは困難と考えられる。</p>
情報システムへの影響	<p>ネットワーク機器の故障により、ネットワークの一部停止等が想定される。単独で使用するシステムは、ハードディスクの故障により停止する。</p>

6 業務継続計画の特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定にあたって定めるべき特に重要な要素として次の6要素がある。

<p>(1) 市長不在時の職務代行順位及び職員の参集体制</p>	<p>市長が不在の場合の職務代理順位を定める。また、災害時の職員参集体制を定める。 緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。</p>
<p>(2) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p>	<p>庁舎が使用不能となった場合の執務場となる代替庁舎を定める。 地震による建物の損壊以外の理由で、庁舎が使用できなくなる場合もある。</p>
<p>(3) 電気、水・食料等（職員用）の確保</p>	<p>停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員などのための水・食料を確保する。 災害対応に必要な設備、機器などへの電力供給が必要。</p>
<p>(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</p>	<p>断線、輻輳などにより固定電話、携帯電話などが使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。</p>
<p>(5) 重要な行政業務システム及びデータのバックアップ</p>	<p>業務の遂行に必要となる重要な業務システム及び行政データのバックアップを確保する。 災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。</p>
<p>(6) 非常時優先業務の整理</p>	<p>非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 各部署で実施すべき対応業務を明らかにする。</p>

出典：内閣府（防災担当）「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

（１）市長不在時の職務代行順位及び職員の参集体制

○市長不在時の職務代行順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	総務部長	市長公室長

○参集体制（地域防災計画）

体制区分	配備基準	配備人員
警戒体制	1. 気象警報（暴風・大雨・洪水・大雪等）が発表されたとき。 2. 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3. 震度5弱の地震が発生したとき。 4. その他必要により市長が警戒体制を命じたとき。	総務部長 危機管理課長、課長補佐、危機管理課職員 各支所3名
緊急体制	1. 警戒体制をとった場合であって、相当の被害が発生し、若しくは発生が予測されるとき。 2. 震度5強の地震が発生したとき。 3. その他必要により市長が緊急体制を命じたとき。	主査以上の全職員 危機管理課職員全員、総務課職員全員、各支所地域課職員全員
非常体制	1. 大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2. 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3. その他必要により市長が非常体制を命じたとき。	全職員

【今後の検討事項】

- 市長の職務代理順位の範囲
- 災害対策本部員の職務代理順位の範囲

（２）庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

○災害対策本部設置代替庁舎 本所⇒笠間市消防本部

施設名	建築年	災害種別			非常用発電機 通信機器	
		地震	洪水	土砂災害	非常用発電機 ／燃料	通信機器
笠間市消防本部 箱田 2564 番地	平成 10 年 5 月	耐震性 有り	浸水想定 区域外	土砂災害 警戒区域 外	軽油 990ℓ 約 2.5 時間	IP 電話 衛星回線 消防無線

※涸沼川のはん濫及び集中豪雨等の内水はん濫した場合の代替庁舎

- 本所代替庁舎 ⇒変更なし
- 笠間支所代替庁舎 ⇒笠間市総合公園管理棟
- 岩間支所代替庁舎 ⇒変更なし

【今後の検討事項】

- 消防本部（災害対策本部設置代替庁舎）の整備
 - ・災害対策本部が機能するために必要な備品等の整備
- 代替庁舎の検討が必要な市有施設
 - ・災害対策本部機能以外の市役所本庁舎、各支所、各消防署、上下水道庁舎など
- 代替庁舎となり得る施設の選定等
 - ・一時的に業務を継続する手法（プレハブ・テントなど）の検討

（３）電気、水・食料等（職員用）の確保

○電気

- ・外部からの電力供給が停止した場合、非常用発電設備から最小限必要となる電源を供給する。自家発電設備が使用不能となったときは、可搬型発電機を業務継続に必要な機器、設備に限定して使用する

燃 料	貯蔵量	時間燃費	運転時間	設置場所
軽 油	950ℓ	55ℓ/h	約 1.7 h	庁舎東側

※燃料については災害時支援協定先から支援を受ける。

○水・食料等

- ・災害発生の初動期は、昼夜を問わず対応を継続するため、3日分程度は業務を実施する職員用の飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等の備蓄を、年次的に整備を行うとともに、職員自らも3日分程度の飲料を備蓄し、災害時には持参する。

・受水槽 28 m³

（計画使用量 370 人、684 m³/月、22.8 m³/日）

- ・協定締結先からの流通備蓄にて対応する。

※災害時支援協定先などについては資料（１）のとおり

○トイレ

- ・下水道が機能障害によりトイレが使用できなくなったときは、協定締結先からの仮設トイレにより対応する。

【今後の検討事項】

- 業務継続に必要な電力量の検証
- 水・食料の計画的な備蓄
- 職員に対し、市民と同様に、自助の観点から各自で3日分程度の飲料水や食料を備えておき、災害時には、飲料等を自ら持参するよう周知する。

（４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

○防災行政無線（移動系子局）41局

- ・配置先：本所、笠間支所、岩間支所、上下水道庁舎、笠間消防署、友部消防署、岩間消防署、笠間小学校、稲田中学校、市民体育館、友部小学校、友部中学校、岩間中学校、商工課、笠間支所保険福祉課、生涯学習課、保険年金課、収税課、岩間支所保険福祉課

○有線電話（NTT回線）の災害時優先電話

○衛星携帯電話（ワイドスター2）4台配置

- ・配置先：本庁舎、笠間支所、岩間支所、上下水道庁舎

○茨城県防災情報ネットワークシステム（地上・衛星回線）
（都道府県・市町村間などの通信）

【今後の検討事項】

- 他の通信手段の確保

（５）重要な行政業務システム及びデータのバックアップ

情報システムは、災害復旧時においても業務遂行に必要不可欠なものであり、システム機器本体や端末機器と同様にネットワーク環境も重要な情報インフラであることから、被害を受けた場合は、復旧すべきものを稼働させる必要がある。

平常時から様々な業務がシステム化されており、多種多様な情報システムがあるため、万一多くのシステムに障害が発生した場合、基幹系業務システムから優先して復旧・継続する必要がある。

情報システムの機能が停止した場合、重要データについて、被災前の時点のデータ復旧ができる体制を整える。

万一の場合でもデータ喪失リスクが許容されないような住民情報などの重要データについては、同時に被災しない距離の場所にバックアップデータを保管しておくこととする。

なお、非常時優先業務を迅速かつ適切に進めるため「笠間市ICT部門業務継続計画」により、対応するものとする。

- 非常時優先業務に必要とされるシステム

- ・茨城県防災情報ネットワークシステム
- ・笠間市ホームページ
- ・グループウェア
- ・住民情報システム
- ・住民基本台帳ネットワークシステム
- ・戸籍総合システム
- ・笠間市地理情報システム
- ・茨城県後期高齢者医療広域連合電算処理システム
- ・ねんきんネット
- ・葬祭場予約管理システム
- ・消防OAシステム
- ・介護健診ネットワークシステム
- ・介護台帳LIGHT
- ・電子カルテシステム
- ・生活保護システム
- ・障害者総合支援システム(障害福祉サービス)
- ・福祉総合システム
- ・財務会計システム
- ・企業会計システム

【今後の検討事項】

- パソコンやサーバの電源確保、サーバの固定状況や冷却方法（空調停止にも耐えられるか）等の確認。
- バックアップ手法のあり方

（6）非常時優先業務の整理

○非常時優先業務

非常時優先業務の候補を対象に、優先的に開始・再開すべき業務を業務開始目標時間別の業務整理基準を基に分類し、非常時優先業務を資料2のとおり選定する。

また、基本方針で示すように、発災後から72時間は、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこれに関係する活動を様々な応急活動の中で最優先することとし、通常業務については、状況に応じて再開するものとする。

業務開始目標時間別の業務整理基準

A：発災直後（3時間以内）

発災後直ぐに業務着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動に重大な影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、優先的に対策を講じることが必要な業務。

業務の考え方	代表的な業務例
<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急対応 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） ・被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） ・発災直後の火災、浸水等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） ・初動体制確立に係る業務（救助・救急、応援要請・部隊編成・運用） ・要配慮者の安否確認 ・拠点避難所の開設、運營業務 ・組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）

B：1日以内

発災後1日以内に業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。

業務の考え方	代表的な業務例
<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助、救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的な二次被害予防業務（浸水想定区域等における避難等） ・市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） ・衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等） ・災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入れ等） ・行方不明者の捜索・確認 ・遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続等） ・避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） ・社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等） ・窓口業務（届出受理、証明書発行等）

C：3日以内

発災後2日目～3日以内に業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。

業務の考え方	代表的な業務例
<ul style="list-style-type: none"> 被災者への支援の開始 他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活の向上に係る業務（メンタルヘルス、防犯等） 業務システムの再開等に係る業務

D：1週間以内

発災後4日目～1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。

業務の考え方	代表的な業務例
<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興に係る業務の本格化 	<ul style="list-style-type: none"> 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） 産業の復旧・復興に係る業務 教育再開に係る業務 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等）

E：1週間以降

発災後1週間は業務着手せず、応急・復旧対策に人員を優先することが望ましく、業務の中断が市民生活・社会経済活動に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務。

業務の考え方	代表的な業務例
<ul style="list-style-type: none"> その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） その他の業務

【今後の検討事項】

- 災害応急対策業務の業務内容の見直し
- 業務継続の優先度が高い通常業務の業務内容の見直し

7 業務継続計画の継続的な見直し

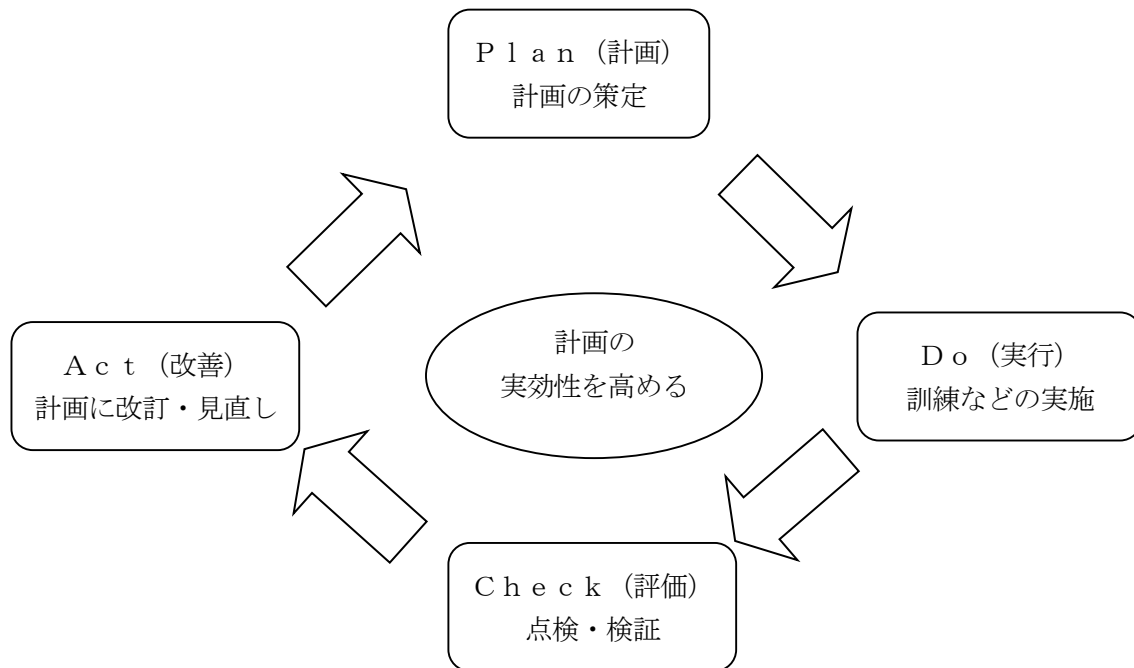
発災時に的確に業務継続を図るためには、業務継続計画の内容を職員に周知・浸透させ、各部署が発災時に自律的に行動できるよう防災に対する当事者意識の喚起と対応能力の向上を図ることが重要である。

また、業務継続計画の実効性を確保し高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが必要である。特に、訓練では業務継続に資するよう資源制約を想定に入れて実施することが重要であり、業務が複数の組織や施設に関係する場合には、連携して実施することも考えられる。

さらに、国内で大規模災害が発生した場合に応援要員を派遣し、経験を通して知見やノウハウを蓄積することや、外部機関の研修に職員を参加させることなども考えられる。

訓練などで明らかになった課題や改善点は、業務継続計画に反映させていく。

図4 PDCAサイクルによる継続的な見直し



8 資料

資料1

災害時支援協定先締結一覧

令和6年3月現在

協定締結先の名称	支援内容	締結日
いばらきコープ生活協同組合	日用品・食料品等物資の提供	H14.2.28（旧笠間） H14.6.3（旧友部）
イオン(株)ジャスコ笠間店 笠間エス・シー協同組合	日用品・食料品等物資の提供	H18.7.3
NPO法人コメリ災害対策センター	日用品・作業用物資の提供	H19.4.26
県央南農業共済組合 茨城中央農業協同組合	消毒防除用資機材の提供	H17.10.1（旧笠間）
宍戸ヒルズカントリークラブ	被災者の収容 飲料水・食事・浴場の提供	H17.5.2（旧友部）
(株)カスミ	日用品・食料品等物資の提供	H20.9.25
イー・ドリンコ関東(株) ダイドードリンコ(株)	飲料水（500ml 2000本）の無償提供 及び避難所6箇所に設置する自動販売機（7台）の在庫品の無償提供	H20.11.12 （事業承継）
(株)伊藤園 水戸西部支店	岩間支所設置の自動販売機内の商品 無償提供	H23.7.25
市内社会福祉施設（27施設）	要配慮者の収容	H23.5.16
茨城県石油業協同組合笠間支部 茨城中央農業協同組合	石油類燃料の優先供給	H24.5.11
茨城県石油業協同組合岩間支部	石油類燃料の優先供給	H24.8.27
(有)広興茨城	仮設トイレ等のレンタル機材の供給	H23.12.7
茨城県高圧ガス保安協会笠間支部	LPガス等の優先供給	H24.11.1
(株)アクティオ 茨城支店	仮設トイレ、建設機械等のレンタル機材	H25.5.23
(株)ゼンリン	ゼンリン地図「笠間・友部・岩間」各5冊、広域地図5枚「笠間市全図」等の提供	H26.2.24
(株)笠間ソフトメン橋本屋	食料品等物資の提供	H26.5.29
笠間ゴルフ倶楽部株式会社	被災者の収容（約160人）、飲料水、食事の提供等	H29.10.11
笠間飲食店組合	食材、食品等の提供、調理人の派遣（無償）	H30.6.19
ダイナパック株式会社つくば事業所	段ボール資材（段ボールベッド等）	H31.6.19

協定締結先の名称	支援内容	締結日
三協フロンテア株式会社	ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の供給	H30. 12. 1
笠間市建設業協会の会（61社）	応急作業及びボランティア活動	H18. 9. 25 H18. 11. 17 （一部改正） H24. 7. 23 （一部改正）
笠間市管工事組合（16社）	応急作業の実施	H19. 8. 6
東京電力パワーグリッド株式会社下館支社	災害による停電時の防災無線の活用	H20. 3. 25
笠間市電設業協議会（7社）	応急作業の実施	H20. 8. 5
笠間郵便局	避難施設の提供ほか相互協力	H9. 10. 31（旧笠間）
茨城県トラック協会水戸線支部	災害時における物資の輸送	H25. 3. 15
笠間市友部職工組合	公共施設の機能確保（避難所の応急危険度判定）	H27. 4. 15
茨城県行政書士会	大規模災害時における会員の派遣、無料相談窓口の設置	H28. 2. 29
（有）長塚自動車整備工場	災害時における緊急通行道路確保のための排除作業（レッカー作業）	H29. 7. 7
一般社団法人スカイガード	災害時における無人航空機による情報収集	H29. 12. 25
笠間警察署	笠間警察署使用不能時の代替庁舎としての施設利用	H29. 9. 15
東日本電信電話株式会社	災害時無料公衆電話の設置	H31. 2. 1
ヤフー株式会社	HP キャッシュサイト・Yahoo!防災速報による情報発信	H31. 4. 1
一般社団法人笠間青年会議所	災害時におけるボランティア活動等	R2. 4. 1
東京電力パワーグリッド	災害時における早期停電復旧等	R2. 10. 29
笠間市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等	R2. 11. 5
茨城土地家屋調査士会	住家被害認定調査の実施及び会員の派遣、出張相談会の設置	R5. 6. 22
茨城県弁護士会	無料法律相談会の開催及び弁護士の派遣	R5. 6. 30

資料2

非常時優先業務

1. 災害対応業務

部名	部長 副部長	班名	班長 副班長	班員	事務分掌	優先 度	●=主なもの △=応援				
							3 時間 以内	1 日 以内	3 日 以内	1 週 間 以内	1 週 間 以降
総務部	総務部長 危機管理課長 総務課長	本部班	危機管理課長 総務課長 各課長補佐	危機管理課 総務課 各職員	1 本部の運営、庶務に関する事。	A	●				
					2 本部会議に関する事。	A	●				
					3 本部事務局に関する事。	A	●				
					4 本部員の動員に関する事。	A	●				
					5 災害時における職員の動員に関する事。	A	●				
					6 各班所管の避難所開設の指示に関する事	A	●				
					7 各班の動員及び連絡調整に関する事。	A	●				
					8 災害救助法に関する事。	C		●			
					9 県、消防、警察、自衛隊等に対する応援要請に関する事。	A	●				
					10 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害状況等の報告、提供に関する事。	B	●				
					11 他市町村との連絡調整に関する事。	B		●			
					12 交通関係について警察との連絡調整に関する事。	A	●				
					13 仮設トイレの調達に関する事。(災害協定に関する事。)	B		●			
					14 災害警備に関する事。	A	●				
					15 安否確認、捜索、救助の総括に関する事。	A	●				
					16 水防活動の総括に関する事。	A	●				
					17 市民の避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)、避難勧告(警戒レベル4)、避難指示(緊急)(警戒レベル4)、災害発生情報及び指示(警戒レベル5)に関する事。	A	●				
					18 電話並びに防災行政無線等の送受信に関する事。	A	●				
					19 災害時のアマチュア無線に関する事。	B		●			
					20 備蓄物資の総括に関する事。	A	●				
					21 応急対策実施状況の総括、取りまとめに関する事。	B		●			
					22 激甚災害指定手続きに関する事。	E					●
					23 危険物施設等の応急対策、復旧に関する事。	A	●				
					24 緊急輸送に関する事。	B		●			
					25 県、国等の災害地視察に関する事。	D				●	
					26 国等への要望及び関係資料の作成に関する事。	E					●
					27 他班に属さない事項に関する事	D				●	

	財政班	財政課長課長補佐	財政課職員	1 災害対策に必要な財政措置に関する事	D				●	
				2 災害関係の補助起債に関する事。	E					●
				3 公用負担等による損失補償、弁償に関する事。	C			●		
				4 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事。	D				●	
				5 災害対策のための労働力確保に関する事。	A	●				
				6 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。	A	△				
		物資調達班	財政課長契約検査室長	財政課職員	1 食糧、救援物資の必要数量調査に関する事。	B		●		
					2 災害対策に必要な物品の調達に関する事。	B		●		
					3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△			
		管財班	資産経営課長監査委員事務局各職員	資産経営課監査員事務局各職員	1 市有財産の保全及び被害調査及び復旧対策に関する事。	A	●			
					2 配車計画および車両確保の総括に関する事。	B		●		
					3 人員、物資搬送用車両の調達及び手配に関する事。	A	●			
					4 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△			
		税務班	税務課長収税課長	税務課収税課各職員	1 住宅等建築物の被害調査、報告及び被災納税者の減免等の措置に関する事。	C			●	
					2 被災地籍の調査に関する事。	C			●	
					3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△			
		議会班	議会事務局次長	議会事務局職員	1 議員の被災地視察に関する事。	D				●
					2 市議会との連絡調整に関する事。	A	●			
	3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。					△				
	計画部	公聴班	秘書課長課長補佐	秘書課職員	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	A	●			
2 各部からの情報収集及び被害状況の取りまとめに関する事。					A	●				
3 災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関する事。					A	●				
4 災害広報及び公聴に関する事。					B		●			
5 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。						△				
記録班		秘書課デジタル戦略課長	秘書課デジタル戦略課各職員	1 報道関係機関との連絡調整に関する事。	B		●			
				2 災害記録写真の撮影収集及び災害記録に関する事。	B		●			
				3 災害対策時の情報システム管理に関する事。	B		●			
				4 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△				
計画班		企画政策課長企業誘致・移住推進課長	企画政策課企業誘致・移住推進各職員	1 復興計画に関する事。	E				●	
				2 燃料の確保に関する事。	B		●			
				3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△				

環境部	環境推進部長	環境班	環境政策課資源循環課長	環境政策課資源循環課各職員	1 災害による廃棄物処理対策に関する事	C		●			
					2 被災地のゴミ、し尿の収集処理等公衆衛生に関する事	B		●			
					3 井戸水の水質検査及び消毒に関する事	C		●			
					4 被災家屋の消毒に関する事	B		●			
					5 生活環境を著しく破壊する公害原因物質の汚染状況調査に関する事	B		●			
					6 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関する事	B		●			
	保健福祉部	保健福祉部長 福祉事務所長 子ども部長	福祉班	高齢福祉課高齢福祉課地域包括支援センター長 子ども福祉課各職員	7 避難所の衛生等に関する事	A	●				
					8 動物の保護・飼養に関する事	A	●				
					9 死亡獣畜の処理に関する事	C		●			
					10 その他応急衛生対策に関する事	A	●				
					11 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事		△				
避難誘導班	保険年金課長 子ども育成支援センター				1 被災者を収容する避難所の設置に関する事	A	●	—			
					2 救援物資の受付・管理・配分及び避難所に対する応急炊出しに関する事	B		●			
					3 要配慮者の安全確保対策に関する事	A	●				
					4 災害救助法の事務に関する事	D			●		
					5 日本赤十字社との連絡調整に関する事	A	●				
保健福祉部	保健福祉部長 福祉事務所長 子ども部長	福祉班	高齢福祉課高齢福祉課地域包括支援センター長 子ども福祉課各職員	6 行方不明者の捜索に関する事	B		●				
				7 災害援護資金の融資及び災害弔慰金の支給に関する事	D			●			
				8 保育児童の避難誘導に関する事	A	●					
				9 災害時の保育対策に関する事	B		●				
				10 所管施設の災害調査及び復旧対策に関する事	B		●				
				11 被災者相談窓口設置に関する事	B		●				
				12 社会福祉協議会と災害ボランティアの調整に関する事	C			●			
				13 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事		△					
				避難誘導班	保険年金課長 子ども育成支援センター	1 避難所への避難誘導に関する事	A	●			
						2 避難所運営及び報告に関する事	A	●			
						3 避難所の食糧及び救援物資の配分に関する事	B				
						4 救護所の設営及び連絡調整に関する事	B		●		
						5 被災者に対する国民健康保険被保険者証の再交付、国民年金等の免除等に関する事	C			●	

		センター長	各職員	6 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△					
保健福祉部長 社会福祉課長	救護・防疫班	健康医療政策課長 子ども政策課長	健康医療政策課 子ども政策課各職員	1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。	A	●					
				2 所管施設の災害調査及び復旧対策に関する事。	B		●				
				3 被災者の医療、救護に関する事。	A	●					
				4 医療機関との連絡調整に関する事。	B		●				
				5 医療資機材及び医療品の調達に関する事。	B		●				
				6 救護・防疫班の編成及び出動に関する事。	A	●					
				7 伝染病予防防護活動に関する事。	B		●				
				8 被災地の防疫活動に関する事。	B		●				
				9 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△					
				産業経済部	産業班	農政課長 課長補佐	農政課職員	1 生鮮野菜、米穀等の調達に関する事。	B		●
2 農産物、畜産関係の被害調査及び復旧対策に関する事。	B		●								
3 家畜、家きんの飼料供給に関する事。	C							●			
4 家畜感染症の予防及び防疫に関する事。	B		●								
5 農業関係機関との連絡調整に関する事。	A	●									
6 農耕地、農業用施設の被害調査及び復旧対策に関する事。	C							●			
7 林業関係の災害調査及び復旧対策に関する事。	C							●			
8 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△									
産業経済部長 農政課長	産業協力班	農業委員会事務局 局長補佐	農業委員会事務局職員		1 産業班の協力に関する事。	A	●				
					2 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△				
	商工班	商工課長 課長補佐	商工課職員		1 商工関係の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。	B		●			
2 衣料、生活必需品等の調達及び避難所等への配分に関する事。					B		●				
3 物資の流通促進に関する事。					B		●				
4 被災商工業者に対する融資に関する事。					D				●		
5 災害に関連した失業者の対策に関する事。					D				●		
6 その他応急商工対策に関する事。				D				●			
7 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。					△						
観光班	観光課長 課長補佐	観光課職員	1 観光関係の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。	A	●						
			2 災害時における観光客の避難誘導、救助等安全対策に関する事。	A	●						
			3 被災観光業者に対する融資に関する事。	D				●			
			4 その他応急観光対策に関する事。	D				●			

					5 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△					
建設部	都市建設部長 建設課長	建設班	管理課長 課長補佐	建設管理課 各職員	1 道路、橋梁、水路等公共土木施設の被害調査及び復旧対策に関する事。	A	●					
					2 河川の災害調査及び対策の連絡に関する事。	A	●					
					3 道路障害物の除去に関する事。	A	●					
					4 公園等主管施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。	B		●				
					5 公営住宅等建築物の被害調査、報告及びに必要な対策に関する事。	A	●					
					6 土木建設業者との連絡調整及び協力要請に関する事。	A	●					
					7 土木資材の調達に関する事。	B		●				
					8 応急仮設住宅の設置に関する事。	E					●	
					9 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△					
				都市施設班	都市計画課長 課長補佐	都市計画課 職員	1 応急危険度判定に関する事。	B		●		
		2 都市災害の調査及び復旧対策に関する事。	B					●				
		3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。					△					
上下水道部	上下水道部長 上下水道課長	上水道班	水道課長 課長補佐	水道課職員	1 上水道施設の被害調査及び必要な対策に関する事。	A	●					
					2 被災者に対する飲料水等の確保及び給水に関する事。	A	●					
					3 給水不能地帯の調査及び給水タンク車による給水に関する事。	B		●				
					4 飲料水の確保に関する事。	B		●				
				5 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△						
		下水道班	下水道課長 課長補佐	下水道課職員	1 下水道施設の被害調査及び必要な対策に関する事。	A	●					
					2 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△					
医療部	市立病院事務局長・事務局経営課	医療班	市立病院事務局経営課長	市立病院職員	1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。	A	●					
					2 所管施設の被害調査及び復旧対策に関する事。	A	●					
					3 本部長、部長の指示により他班の応援に関する事。		△					
教育部	教育部長 学務課長	学務班	学務課長 学務課長補佐	学務課各給食センター各職員	1 児童生徒の避難誘導及び救護に関する事。	A	●					
					2 学校施設の被害調査及び復旧対策に関する事。	A	●					
					3 学校関係の防疫に関する事。	B		●				
					4 児童生徒に対する教科書、学用品等の調達及び支給に関する事。	C			●			
					5 学校給食施設の被害調査及び復旧対策並びに給食対策に関する事。	C			●			
					6 所管施設を避難所としたときの、避難所の開設及び運営に関する事。	A	●					
					7 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。		△					

		社会 施設 班	生涯 学習 課各 公民 館各 図書 館各 職員	1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する こと。	A	●				
				2 所管施設の被害調査及び復旧対策に関する こと。	A	●				
				3 文化財の被害調査及び復旧対策に関する こと。	D			●		
				4 所管施設を避難所としたときの避難所の開設 及び運営に関すること。	A	●				
				5 本部長及び部長の指示により他班の応援に 関すること。		△				
会計 部	会計 管理 者会 計課 長	会計 班	会計 課長 課長 補佐	1 災害対策経費の資金計画に関する こと。	D			●		
				2 災害対策に係わる経費の出納に関する こと。	D			●		
				3 義援金の受領、管理、配分に関する こと。	E				●	
				4 本部長及び部長の指示により他班の応援に 関すること。		△				
消防 部	消防 長消 防次 長	消防 班	各署 各副 署長 及び 消防 団長 消防 団副 団長	1 火災及び水害等の予防・警戒及び防御に 関すること。	A	●				
				2 所管施設の被害調査及び復旧対策に関する こと。	A	●				
				3 災害情報、被害情報の収集及び記録並びに 報告に関すること。	A	●				
				4 消防通信施設の確保に関する こと。	A	●				
				5 救急救助及び救出者の保護に関する こと。	A	●				
				6 消防職員及び消防団員の動員に関する こと。	A	●				
				7 水害、火災その他の災害に係る救助業務に 関すること。	A	●				
				8 行方不明者の捜索に関する こと。	B		●			
				9 負傷者等の救助に関する こと。	A	●				
				10 市民の避難誘導に関する こと。	A	●				
				11 市内巡回警戒に関する こと。	A	●				
				12 関係機関との連絡調整に関する こと。	A	●				
				13 本部長及び部長の指示により他班の応援に 関すること。		△				
地域 対策 部	各支 所長 各市 民窓 口セ ンタ ー長	笠間 地区 対策 班	地域 課長 保健 福祉 課長	笠間 支所 各職 員	1 笠間地区における災害対策について、各部との 連絡調整、災害対策全般に関する こと	A	●			
		岩間 地区 対策 班	地域 課長 保険 福祉 課長	岩間 支所 各職 員	1 岩間地区における災害対策について、各部との 連絡調整、災害対策全般に関する こと	A	●			

2. 優先度が高い通常業務

笠間市行政組織規則、事務分掌を基に業務を継続しなければ市民生活に著しい影響を与えてしまう優先度の高い通常業務を各部等において整理作成するものとする。